

指定 居宅介護・重度訪問介護／移動支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所（介護派遣センターあくしゅ）とサービス利用契約の締結を希望される方にたいして、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供される介護サービスの内容など、契約にあたりご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく＜居宅介護、重度訪問介護、移動支援＞（以下、「サービス」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費・地域生活支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	- 2 -
2. 事業所の概要	- 2 -
3. 事業実施地域	- 2 -
4. 営業時間	- 3 -
5. 職員の体制	- 3 -
6. 職員の配置と指定基準	- 3 -
7. サービスの主たる対象者について	- 3 -
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金	- 4 -

特定非営利活動法人 しまね自立支援センター
（事業所名）介護派遣センターあくしゅ

当事業所は島根県の指定を受けています。
居宅介護・重度訪問介護事業所 3210100453
当事業所は松江市の指定を受けています。
移動支援事業所

1. 事業者

名称	特定非営利活動法人 しまね自立支援センター
所在地	島根県松江市大輪町392番地24
電話番号	0852-25-7797
代表者氏名	梅 紗綾花
設立年月	平成14年 1月4日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定 介護保険 訪問介護事業所 指定 障害者総合支援法 居宅介護・重度訪問介護事業所 指定 障害者総合支援法 地域生活支援事業 移動支援事業所
事業の目的	障がい者の方が生きがいを持ち、社会の一員として自立した生活を営んでいくための必要なサービスを提供する。
事業所の名称	介護派遣センターあくしゅ
事業所の所在地	島根県松江市大輪町392番地24
電話番号	0852-25-7797
管理者氏名	池本 かな子
事業所の運営方針について	障がい者の方が地域で平等に扱われ、生きがいを持って暮らしていくために、地域社会と関わりを持てるようなサポートをしていく。また、その人らしい生活が営めるよう利用者の個別支援計画に応じた居宅介護サービスを提供する。
開設年月	平成14年11月9日
事業所が行なっている業務	平成24年10月1日島根県指定 (居宅介護・重度訪問介護事業所 3210100453) 平成26年12月8日 松江市指定 (移動支援事業所) 平成29年9月1日 松江市指定 (訪問介護事業所 3270103884)

3. 事業実施地域……松江市

4. 営業時間

(1) 事業所窓口

営業日	月～金 ※土・日・祝日及び振り替え休日と、夏季（8月13日～15日）、 年末年始（12月29日～1月3日）は除く
営業時間	9時～17時

(2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休 365日
サービス提供日	0時～24時

5. 職員の体制

職名	職務内容	勤務時間
管理者 (サービス提供責任者と兼務)	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	9時～17時 緊急時には、電話等で24時間連絡が可能な体制をとります。
サービス提供責任者	事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、個別支援計画の作成等を行います。	9時～17時 緊急時には、電話等で24時間連絡が可能な体制をとります。
居宅介護従業者 (ホームヘルパー)	個別支援計画に基づいて居宅介護等のサービス提供します。	0時～24時 交代制で、24時間対応します。
事務職員	当事業所の運営に必要な事務を行います。	9時～17時

※緊急時とは、急な体調不良、事故、事件、およびそれに係るシフト調整が必要な場合を指します。それ以外のご連絡は、可能な限り勤務時間内にしていただきますようお願いいたします。

6. 職員の配置と指定基準

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. サービス提供責任者	2名	2名		2名
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	7名	12名	12.9 （移動支援事業所の場合は11.6）	常勤換算で5人以上
(1)介護福祉士	3名	6名		
(2)介護職員実務者研修修了者	1名	0名		
(3)介護職員初任者研修修了者	1名	2名		
(4)ホームヘルパー1級課程修了者	0名	0名		
(5)ホームヘルパー2級課程修了者	1名	2名		
(6)ホームヘルパー3級課程修了者	0名	0名		
(7)重度訪問介護員養成研修課程修了者	1名	1名		

当事業所では利用者に対して、指定サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。（重度訪問介護員養成研修課程修了者は、ヘルパー2級等他の課程を修了していない場合のみ記載しています。）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

7. サービスの主たる対象者について

居宅介護	特定なし
重度訪問介護	身体障がい者
移動支援	身体障がい者（肢体不自由、内部障がい） 障がい児

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「個別支援計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」または「セルフプラン」に基づいて、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて介護サービスを提供します。

「個別支援計画」は、市町村が決定した居宅での介護の「支給量」（「受給者証」に記載）及び個々の障害の状況をふまえアセスメントを行い、利用者 QOL 向上・維持への希望（自己決

定)に基づく具体的サービス内容やサービス実施日などを記載しています。

「個別支援計画」はご利用者に事前に説明し同意をいただくとともに、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

【サービス区分及びサービス内容】

1) 身体介護

- 入浴介護・清拭・洗髪————— 入浴の介護や清拭、洗髪などを行います。
- 排せつ介護————— 排せつの介護、おむつ交換のほか、排泄にともなう必要なケアを行います。
- 食事介護————— 食事をするための介護を行います。
- 衣服の着脱の介護————— 衣服を着替えるときの介護を行います。
- 通院介護————— 通院の介護を行います。
- その他、必要な身体介護を行います。

2) 家事援助

- 調理————— 食事等の用意をします。
- 洗濯————— 衣類等の洗濯を行います。
- 掃除————— 掃除や整頓等を行います。
- 買い物————— 必要な買い物を行います。
- その他、必要な家事援助を行います。

3) 通院介助

- 利用者の必要に応じて、病院への通院のサポートを行います。

4) 重度訪問介護

(全身性障害者等、日常生活全般に常時介護を要する方を対象としたサービスです。)

身体介護、家事援助、外出、見守り等、日常生活上のあらゆる介護を行います。具体的な内容は、身体介護や家事援助と同様で、ご利用者の意向に基づいて行います。

5) 移動支援(松江市地域生活支援事業)

障がい者等の外出を支援します。移動支援の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出です。ただし、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外とされています。

- ① 個別移動支援 障害者等の外出時に個別支援が必要なものに対するマンツーマンによる外出
- ② 通勤通学等移動支援 特定目的地への一定期間にわたる移動において、居住する地域の交通事情により移動手段が困難である場合、家族による支援が困難である場合または自立のための訓練にある場合等の際のマンツーマンによる外出支援
- ③ グループ移動支援 複数の障害者等への同時支援、個別支援が必要でない3人までを対象、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベント等への参加の際の外出支援

6) その他、必要に応じて生活上のご相談に応じます。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

サービスの利用に対しては、介護給付費ならび地域生活支援給付費が支給されます。（以下あわせて「給付費」という。）給付費は本事業所が代理受領いたしますので、ご利用者から受給者証の記載内容に基づいて、**提供したサービスの費用の1割（利用者負担額）**をお支払いいただきます。

【2人のホームヘルパーにより介護を行った場合】

1人のヘルパーによる介護が困難な場合、ご利用者の指示または協議において、2人のヘルパーでサービスを提供します。その場合は、2人分の利用者負担額をいただきます。

【利用者負担額の上限等について】

サービスの利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業者が代理受領を行った給付費の金額は、ご利用者に通知します。

介護給付の場合は、複数の事業者を利用されても、事業者で上限管理を行いますが、移動支援の場合は、上限管理を行いません。ですから、移動支援にかかる利用負担は、月額上限額までをいったん事業者を支払った後、地域生活支援事業の各事業所で支払った負担額の合計、または地域生活支援事業と障がい福祉サービスで支払った額の合計額が、受給者証記載の利用者負担上限月額を超えた場合、超えた金額を市町村からご本人が払い戻ししていただくこととなります。

【償還払い】

事業者が代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額または移動支援基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて市町村に申請すると介護給付費または、地域生活支援給付費が支給されます。）

参考

介護派遣センターあくしゅにおける日中最初に1時間介護をご利用頂いた場合の利用者負担額（令和3年4月時点）

●居宅介護（下表はヘルパー資格が“初任者等”である場合の金額）

サービス内容	日中最初に1時間介護御利用頂いた場合の利用者負担額 (円)
身体介護	402
家事援助	196
通院介助（身体介護を伴う）	402
通院介助（身体介護を伴わない）	196
通院等乗降介助（1回利用の場合）	101

●重度訪問介護

区分	日中最初に1時間介護御利用頂いた場合の利用者負担額 (円)
15%加算対象者	213
8.5%加算対象者	201
その他	185

●移動支援

サービス内容	日中最初に1時間介護御利用頂いた場合の利用者負担額(円)	
	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
個別移動支援	402	196
通勤通学等移動支援	196	
グループ支援	176	

※上表の事例は、日中介護開始から最初の1時間の金額であり、例えば2時間ご利用頂いた場合は上表の2倍の金額になるというわけではありません。

また、日中(8～18時)、夜間(18～22時)、深夜(22～翌日6時)、早朝(6～8時)、の各区分ごとに、単価も異なります。

※居宅介護と重度訪問介護に関しては、「特定事業所加算Ⅰ・処遇改善加算Ⅱ」を取得しているため、上記の金額に加算額相当分の金額が加算されます。
(移動支援にはこの加算額相当分は含まれていません。)

※障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (市民税所得割額16万円(障がい児(注)にあつては28万円)未満の方に限り、20歳以上の施設等入所者、グループホーム入居者を除く。)	【施設入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般2	市町村民税非課税世帯 (一般1に該当する方を除く。)	37,200円

(3) サービス利用にかかる実費負担額(契約書第5条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、給付費の対象ではありませんので、実費を頂きます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。公共交通機関を使つての訪問の場合はその往復の実費を、自動車・バイク等を使つての訪問の場合は、越えた距離往復1kmあたり30円をいただきます。ただし、ホームヘルパーが近隣に居住するなど特別な事情がある場合で、特定非営利活動法人しまね自立支援センター理事長が認めた場合は、この費用を徴収しないことができます。

(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

なお、生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯は無料となります。

- ② 通院介助、または外出に関わる介護等においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

(4) 介護給付費・地域生活支援給付費の支給対象とならないサービスの利用料

介護給付費・地域生活支援費の支給量を超えてサービスを利用される場合には、超えた部分のサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。利用料金は、厚生労働省の定めた介護給付費基準額、松江市が定めた地域生活支援給付費基準額で計算します。ただし、生活保護受給者の方の場合は受給している他人介護料の上限額以上を請求する事はありません。